

長門市高齢者保健福祉推進会議 中間報告

表 2 長門市の40歳以上の人口推計

(単位：人)

	① 国勢調査に基づく推計		② 住民基本台帳に基づく推計	
	40～64歳人口	65歳以上人口	40～64歳人口	65歳以上人口
(平成 12 年)	8,930	6,106	8,951	6,093
平成 14 年	8,653	6,175	8,552	6,311
平成 15 年	8,515	6,210	8,439	6,341
平成 16 年	8,377	6,244	8,341	6,350
平成 17 年	8,238	6,279	8,320	6,320
平成 18 年	8,108	6,281	8,094	6,386
平成 19 年	7,977	6,282	7,915	6,430
平成 22 年	7,585	6,287	7,705	6,362

2 将来推計 人口推計

保険料に直接影響する65歳以上の被保険者と、医療保険料とあわせて介護保険料を支払う40歳～64歳の人口を推計しました。(表2参照)

① 国勢調査人口を基本として全国平均の値で推計
② 毎月の住民基本台帳の動態を基本に推計

介護給付額推計

介護保険制度開始3年目で来年度から3年間の費用を推計するということ、非常に難しい条件のなか、これまでの実績や前項の調査などを勘案して費用額を推計したものが表3です。

本人負担が10%ですから、この90%が給付額になります。

このほか、高額介護サービス費、審査支払手数料を加えた次期3年間の月平均給付額は116,764千円が見込まれます。

表 3 介護サービス費用の推計 (単位：千円)

	月平均費用額	
	在宅介護	施設介護
(平成 12 年)	21,816	56,279
(平成 13 年)	28,531	62,063
平成 14 年	35,382	66,107
平成 15 年	35,710	71,616
平成 16 年	36,285	79,963
平成 17 年	37,065	86,975
15～17の計①	109,060	238,554
① ÷ 3	36,353	79,518

3 検討経過 次期保険料の見込み

前項で推計された給付額の平均月額額の18%を65歳以上の被保険者数(表2・②平成16年数値

を試用)で平均したものが、標準額である**第3段階**(本人が非課税)の保険料月額になります。
(計算式)
116,764千円×18%
÷6、350人Ⅱ3、310円

なお、他の段階の保険料額は次の方法で計算できます。

第1段階Ⅱ第3段階×0.50

(生活保護者または非課税世帯の
高齢年金受給者)

第2段階Ⅱ第3段階×0.75

(世帯全員が非課税の被保険者)

第4段階Ⅱ第3段階×1.25

(被保険者本人が課税で所得が250万円未満の場合)

第5段階Ⅱ第3段階×1.50

(被保険者本人が課税で所得が250万円以上の場合)

現在の保険料標準額が月2、711円ですので、このままでは22%を超える値上げになります。この値上げを極力抑える方向で、介護給付準備基金の活用、負担の大きい施設参入の制限なども含めた、保険料負担の軽減について検討していきます。

低所得対策として、保険料の減免については今後も継続実施の見込みです。

また、40歳から64歳までの被保険者についても、同様に32%分を人数で平均したものが標準額

準的な保険料額になります。

要望の実現

前述のアンケート調査などから、実現可能かどうか、次のようなものについて検討していきます。

- 低所得者の利用料の減免
- 住宅改修費の貸付制度

事業計画

以上のような段階を経て、来年の2月を目標に介護保険料の額を含む次期(平成15～19年度)事業計画を作成し、必要に応じて条例・規則等の整備を行っていくこととなります。



長門市高齢者保健福祉推進会議の様子

問い合わせ

市民生活課 介護保険係

☎ 23-1159